

# 企画趣旨

## 水津太郎

### 1 AIと法

Artificial intelligence（人工知能。以下、「AI」という）は、われわれの社会においてすでにさまざまなかたちで活用されている。そして、日本が目指すべき未来社会の姿であるとされるSociety 5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）とを高度に融合させたシステムによって実現されるものである。そこでは、より高度なAIがより広汎に活用されることが想定されている。

このように、現在われわれの社会において活用され、今後ますます活用されるであろうAIは、法の世界に対し、どのような影響を与えるのか。近年では、このような問題を扱う著書や論文が多数公刊されている。本誌の特集においても、2019年に、「人工知能の開発・利用をめぐる刑事法規制」（本誌91巻4号）と、「AIがもたらす知的財産法の変容と未来」（本誌91巻8号）とを扱った。

### 2 AIと民法

本特集は、「AIと民法」と題して、人・契約・不法行為にかかわる基礎的な問題を扱う論文を収めるものである。民法上の原理やルールとの関係では、AIが次のような特性を備えていることが注目される。

①AIの「自律性」 これまでのシステムは、人がおこなった判断・決定に従うものであった。これに対し、現在のAIは、膨大な量のデータを深層学習して、みずから判断・決定をおこなうものであるとされる。そのため、AIは、自動性を備えるだけでなく、自律性を備えるものであるといわれ

ることがある。

この観点からは、AIが高度化し、普及した社会において、人や人の行為を中心として組み立てられている民法上の原理やルールについて、これを見直す必要があるかどうかを検討したり、AIの自律性にもなって生じ、または生ずるおそれがある新たな問題を発見し、それに対する解決を与えたりすることが求められるものと考えられる。

②AIによる「個別化」 AIを利用することによって、個人や一定の属性を備えた者の選好等について高い精度で予測をおこない、そうした予測にもとづいて、個人や一定の属性を備えた者に対し、サービス等を提供することが可能となっている。この文脈において、AIによる「個別化」がされるようになってきているといわれることがある。

この観点からは、AIが高度化し、普及した社会において、そのような「個別化」をすることができないことを前提として組み立てられている民法上の原理やルールについて、これを見直す必要があるかどうかを検討したり、AIによる「個別化」にもなって生じ、または生ずるおそれがある新たな問題を発見し、それに対する解決を与えたりすることが求められるものと考えられる。

本特集に収められた論文は、おおむね、人・契約・不法行為の順に配列されている。このうち、村田・岡本・柿沼・米村・橋本の各論文は、AIの自律性やそれにもなう問題（上の①）とかわるものであり、また、大澤・西内の各論文は、AIによる個別化やそれにもなう問題（上の②）にかかわるものであると位置づけることができる。

本特集が、「AIと民法」について、今後の議論を深めるための一助となれば、幸いである。

（すいづ・たろう 東京大学教授）